

議第 1 号

独立行政法人国立病院機構徳島病院の存続を求める決議

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第 1 4 条第 1 項の規定により提出する。

平成 3 1 年 3 月 7 日

提 出 者 全 議 員

徳島県議会議長 重 清 佳 之 殿

独立行政法人国立病院機構徳島病院の存続を求める決議

独立行政法人国立病院機構徳島病院は、傷痍軍人療養所から昭和20年12月に国立徳島療養所として発足して以来、現在300床を運営し、四国で唯一の筋ジストロフィー医療施設として、神経・筋疾患難病の専門的医療、臨床研究、総合リハビリテーション等の先駆的な研究や実践を行っている。

また、平成25年に病棟の新築移転と総合リハビリテーションセンター開設により病院機能の充実・強化が図られるとともに、同年、南海トラフ巨大地震や活断層直下型地震などの大規模災害に対応する医療機能を強化するため、国の制度である「災害拠点病院」を支援・補完する役割を担う「災害医療支援病院」として徳島県から指定され、平時はもとより災害時においても、人工呼吸器装着患者への医療提供等の重要な役割が期待されているところである。

こうした中、昨年、独立行政法人国立病院機構から、徳島病院の機能を東徳島医療センターの地に移転・統合する「東徳島医療センター及び徳島病院の統合に伴う新病院に関する基本構想」が発表されたところである。

これを受け、地元住民や医療関係者からは、徳島病院の存続を求める大きな声が上がっており、46,000人を超える署名が集められるとともに、吉野川市をはじめとする多くの市町議会において、徳島病院の存続を求める議案が可決されている。

本県にとって、重要な医療機能を担う中核的な医療機関が県中西部にあることは、住民が生活する上での安全・安心につながるとともに、地域における重要な雇用の場にもなっており、この移転・統合により、県中西部地域における医療機能の維持及び雇用の場の確保に大きな影響をもたらすことが懸念される。

よって、徳島県議会は、独立行政法人国立病院機構徳島病院の存続を強く求める。

以上、決議する。

平成 年 月 日

徳 島 県 議 会